



発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売(十三件).....(財務局主計部公債課).....
- 建築基準法による一団地の区域(二件).....(都市整備局市街地建築部建築指導課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(環境局環境改善部有害化学物質対策課).....
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....(港湾局港湾経営部監理課).....
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件).....(同).....
- 都市計画事業の施行.....(建設局河川部計画課).....
- 全国自治宝くじの発売(六件).....(全国自治宝くじ事務協議会).....

告示

●東京都告示第千三百二十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成十八年九月二十二日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 名称 第千九百四十八回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区内幸町一丁目一番五号
- 三 発売の数及び総額 三百万枚 三億円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 平成十八年十月十一日から同月十七日まで
- 七 抽せん期日 平成十八年十月十九日
- 八 当せん金支払開始 平成十八年十月二十四日
- 九 当せん金の額及び当せんの数
- 等級 当せん金 当せん本数
- 一等 一千五百万円 二本
- 一等の前後賞 二百五十万円 四本
- 一等の組違い賞 五万円 五十八本
- 二等 二百万円 二本
- 三等 二十万円 六十本
- 四等 三千元 三千本
- 五等 千円 三万本
- 六等 百円 三十万本
- 計 三十三万三千二百二十六本
- 十 注意事項

(一) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

東京都知事 石原 慎太郎

- 東京都告示第千三百二十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成十八年九月二十二日
- 一 名称 第千九百四十九回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区内幸町一丁目一番五号
- 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成十八年十月十一日から同月二十四日まで
- 七 当せん金支払開始 平成十八年十月十一日
- 八 当せん金の額及び当せんの数
- 等級 当せん金 当せん本数
- 一等 三十万円 五十本
- 二等 三万円 三百四十五本
- 三等 一万円 二千五百十本
- 四等 五千円 八千本
- 五等 五百円 二十五万本

五 証券型式

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一から四等まで及び特別賞の当せんが判明する方法)

六 発売期間

平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月十六日まで

七 当せん金支払開始  
期日

平成十八年十二月二十七日

八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金 当せん本数

一等 百万円 九十八本

二等 十万円 百十二本

三等 五千元 八百九十六本

四等 五百円 七十万本

特別賞 千円 十四万本

計

八十四万一千百六本

九 注意事項

(一) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千三百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成十八年九月二十二日

東京都知事 石原 慎太郎

対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

練馬区北町二丁目七十三番、七十六番から八十番まで、九十三番、九十七番、百十七番一及び百二十一番  
平成十八年九月七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

●東京都告示第千三百三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成十八年九月二十二日

東京都知事 石原 慎太郎

対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区赤坂九丁目百四十二番一  
平成十八年九月七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

●東京都告示第千三百三十八号

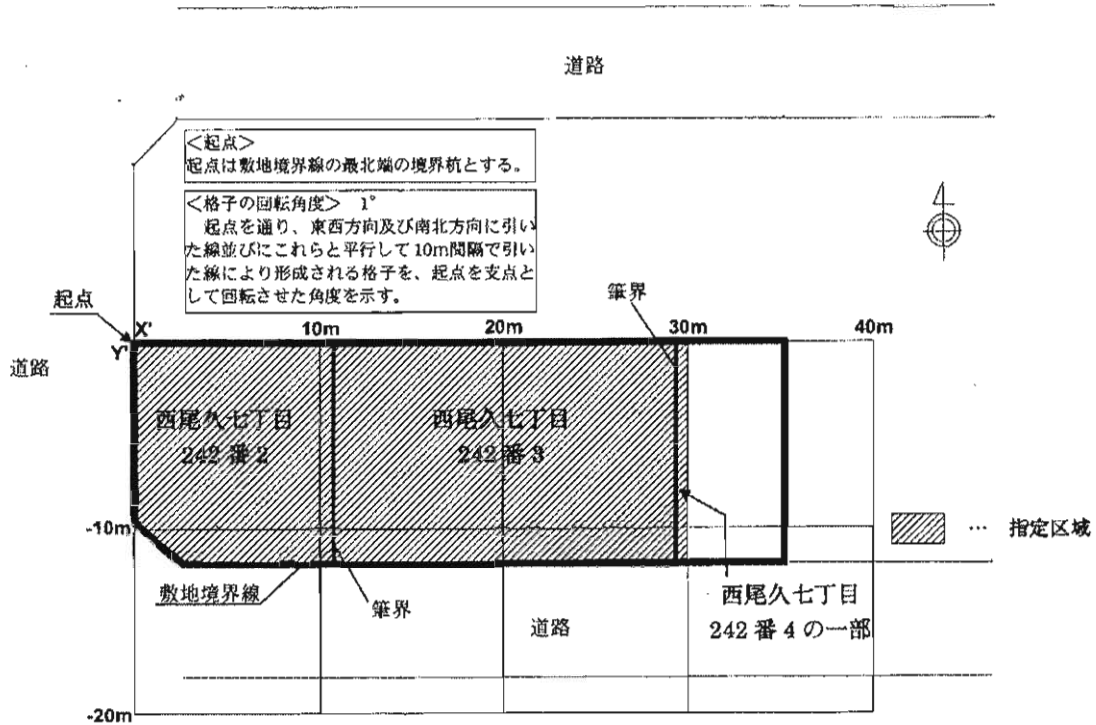
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。  
平成十八年九月二十二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(荒川区西尾久七丁目二百四十二番二、同番三及び同番四の一部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 システィー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別図



●東京都告示第千三百三十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二條第一項の規定に基づき、東京港港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年九月二十二日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

一 しゅん功認可年月日

平成十八年九月二十二日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

三 埋立区域

(一) 位置

第三区A区

江東区豊洲五丁目五番一から同区豊洲六丁目二一  
番二を経て同所一番に至る間及び中央区晴海二丁目一  
番一から同所三十七番を経て同区晴海四丁目一番五に  
至る間の各地先公有水面

(二) 区域

第三区A区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と①の地  
点とを結ぶ平成九年の秋分の満潮位(A、P、(+)-  
六一メートル)における公有水面と陸地との境界線に